

**中勢グリーンパーク指定管理者
募集要項**

**令和4年7月
津市**

目 次

1. 事業の目的	4
2. 施設概要	4
(1) 施設の名称	4
(2) 所在地	4
(3) 面積	4
(4) 施設の概要	4
(5) 主要な公園施設	5
(6) 中勢グリーンパーク官民連携事業により整備される施設等	5
3. 指定の予定期間	6
4. 施設の運営概要	6
(1) 閉園日及び閉園時間	6
(2) 指定管理に係る指定管理料	6
(3) 参考値	6
5. 管理・運営に係る条件	6
(1) 事業年度	6
(2) 人員の配置	7
(3) 有料公園施設の運営	7
(4) 公園内の行為の許可	8
(5) 自主事業の実施	8
(6) 公園施設の設置	9
(7) 既存公園施設の改修	9
(8) 成果目標の設定	10
(9) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い	10
(10) 管理に関する情報の公開	10
(11) 市施策への協力	10
(12) 関係法令等の遵守	10
(13) 暴力団等による不当介入への対応	11
(14) 三重県広域受援計画への協力	11
(15) 寄贈の受け入れ	11
(16) 地域貢献	11
(17) ホームページの作成	11
(18) デジタル技術等の活用	11
6. 指定管理者が行う業務の範囲	11
(1) 業務対象範囲	12
(2) 維持管理業務	12
(3) 運営業務	12
(4) 自主事業	12
(5) 指定期間前の事前準備業務等	12

7. 指定管理者の業務に要する経費等	12
(1) 収入	12
(2) 支出	13
(3) 自主事業にかかる収入・経費等	14
(4) 経理と管理口座	15
8. 応募資格	15
9. 共同事業体による応募	16
10. 公募スケジュール	16
(1) 募集要項等の配布	17
(2) 質問事項の受付及び回答	17
(3) 応募書類の提出	18
(4) 応募書類の留意事項	20
12. 選定方法	21
(1) 選定委員会	21
(2) 応募資格の確認	21
(3) 選定委員会による審査及び選定	21
(4) 審査の基準	22
(5) 審査の日程等	22
(6) 審査結果の通知及び公表	23
(7) 指定管理者の決定	23
(8) 失格の要件	23
13. 協定に関する事項	23
(1) 基本協定書	23
(2) 年度協定書	24
14. 市と指定管理者とのリスク分担	24
15. 事業の継続が困難になった場合における措置	25
(1) 市への報告	25
(2) 指定管理者に対する調査等	25
(3) 指定管理者の破産等	25
(4) 市に対する損害賠償	25
(5) その他不可抗力の場合	26
16. その他	26
(1) 施設管理開始までにおける指定の取消し	26
(2) 業務の再委託	26
(3) 施設の改造	26
17. 問い合わせ	26

中勢グリーンパーク指定管理者募集要項

中勢グリーンパークの管理運營業務を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び津市都市公園条例（平成18年津市条例第197号。以下「条例」という。）第20条の2の規定に基づき、次のとおり指定管理者の募集を行います。

1. 事業の目的

中勢グリーンパークは、市内全域の住民の健康増進、憩いや交流の場として、広大な敷地と豊かな自然を持つ津市最大の都市公園（総合公園）として整備を継続的に進めています。

平成13年4月1日の開園以来、市による直営管理を行ってきましたが、利用者サービスの向上や、公園施設の適正な運営管理、新たな公園施設の設置管理、公園の利用促進などを行いつつ、経費縮減を図る目的で、中勢グリーンパークの管理運営を担っていただく指定管理者の募集を行うこととしました。指定管理者制度の導入により、中勢グリーンパークの良好なアクセスを活かした広域的な誘客、利用者層の拡大、一年を通じた賑わいの創出など、更に魅力あふれる公園づくりを推進し、サービスレベルの向上、適切かつ効率的な公園の管理運営を行うとともに、柔軟な管理運営による公園維持管理費用の軽減を目指します。

2. 施設概要

(1) 施設の名称

中勢グリーンパーク

(2) 所在地

津市あのかつ台五丁目757番地1

(3) 面積

ア 開園面積：約16.2ha（令和5年4月供用予定区域含む）

イ 計画面積：約28.3ha

(4) 施設の概要

ア 都市公園法 都市公園の種類：総合公園

イ 都市計画法 都市計画区域：津都市計画区域

都市施設：都市計画公園5・5・3中勢グリーンパーク

区域区分：市街化区域

用途地域：第1種中高層住居専用地域

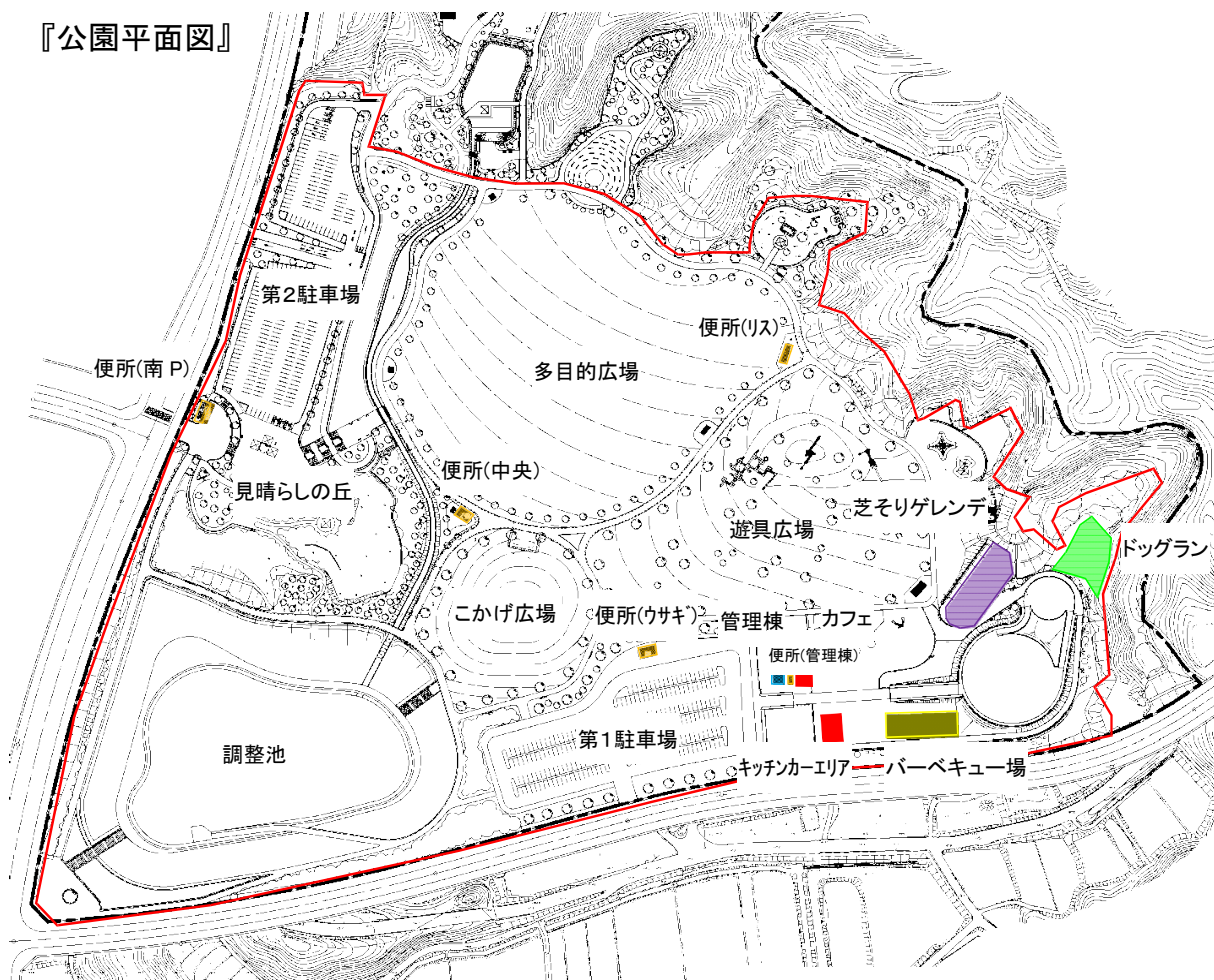
建ぺい率：60%

容積率：200%

(5) 主要な公園施設

遊具広場、多目的広場、こかげ広場、見晴らしの丘、駐車場（2箇所計441台）、
便所（5箇所、うち便所（管理棟）は令和5年4月供用開始予定）、調整池、管理
棟（※）、バーベキュー場（※）、ドッグラン（※）、芝そりゲレンデ（※）、各
種遊戯施設
※令和5年4月供用開始予定

『公園平面図』



凡例

□: 指定管理区域 ■: 便所 ■: 管理棟 ■: カフェ、キッチンカーエリア

※カフェとキッチンカーエリアについては、中勢グリーンパーク官民連携事業認定計画提出者（以下「Park-PFI 事業者」という。）が、運営管理する施設（以下「公募対象公園施設」という。）であり、指定管理業務に含みません。

(6) 中勢グリーンパーク官民連携事業により整備される施設等

令和5年4月の供用開始に向けて、中勢グリーンパーク官民連携事業（以下「Park-PFI 事業」という。）による施設整備を行っています。内容につきましては、資料1「中勢グリーンパーク官民連携事業 認定計画の概要」を参照してください。

3. 指定の予定期間

指定の期間は、令和5年4月1日から令和15年3月31日までの10年間で予定しています。この指定の期間は、地方自治法第244条の2第5項及び条例第20条の6に基づき、津市議会において、指定管理者の指定に係る議決により確定することとなります。

ただし、基本協定締結日から令和5年3月31日までについては開園準備期間とします。（事前準備業務については、P. 12「6. (5)」を参照）

4. 施設の運営概要

(1) 閉園日及び閉園時間

閉園日及び閉園時間は設けません。

(2) 指定管理に係る指定管理料

市が指定期間中に支払う施設の管理に要する経費（以下「指定管理料」という。）の総額は、次に示す額を上限とし、指定管理にかかるすべての経費を含みます。

なお、各年度において市が指定管理者に支払う指定管理料は、各会計年度の予算の範囲内において別途締結する年度協定に基づき支払います。

指定管理料の参考金額（上限額） ※消費税及び地方消費税額を含む。

総額304,800千円（10年間）

(3) 参考値

（令和3年度時点で開園済みの区域に係る維持管理経費であり、Park-PFI事業で現在整備中の施設に係る経費は含んでいません。）

来場者数（平成30年度実績） 平日：約450人（H30.10.23）

（曇天、にわか雨あり）

休日：約3,600人（H30.10.21）

（晴天で穏やかな行楽日和）

来場者数（平成30年度実績を基にした推計値）

年間：126,000人

光熱水費（令和3年度実績） 上下水道代 : 633,856円

電気代 : 640,060円

電話代 : 63,180円

業務委託料（令和3年度実績） 芝生・樹木管理：10,230,000円

トイレ清掃 : 2,449,700円

修繕費（令和3年度実績） 遊具、照明灯 : 1,081,625円

5. 管理・運営に係る条件

指定管理者は、次に掲げる管理・運営に係る条件に沿って、中勢グリーンパークを適正に管理するものとします。

(1) 事業年度

当該業務の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとします。

(2) 人員の配置

資料2「中勢グリーンパーク要求水準書」（以下「要求水準書」という。）に示す業務が可能な人員体制を確保してください。

(3) 有料公園施設の運営

ア 有料公園施設（バーベキュー場、ドッグラン、芝そりゲレンデ）の運営については、自由な発想や柔軟かつ優れたアイデアをもって、質の高いサービス、魅力向上につながる提案を行ってください。

イ 利用料金については、条例に定める額を上限として、あらかじめ市の承認を得て指定管理者が決定します。

管理運営の方法に沿った単位（1人・時間、1人・回、1人・年間など）当たりの利用料金を提案してください。

本施設が公の施設であることを十分に認識し、営利の追求に偏ること無く、広く市民に利用されるよう、市場ニーズを踏まえた合理的な料金を提案してください。

なお、市では下表を基に料金収入を試算しています。

有料公園施設の利用料金は、下表の利用料金を上限としてください。

また、管理運営の方法によって単位が異なる場合は、その単位における単価と、下表の単位当たりに換算した単価と、積算根拠についても併記してください。

施設名	単価	単位
バーベキュー場（中ブース）	1, 500円	1施設・半日
バーベキュー場（小ブース）	1, 000円	1施設・半日
ドッグラン	800円	1頭・日
芝そりゲレンデ	100円	1人・日

ウ Park-PFI事業者の設置する公募対象公園施設（カフェ、自動販売機、キッチンカーエリア）の運営を圧迫しない提案としてください。

エ 業務実施中に運営方法を変更する場合は、Park-PFI事業者との調整及び市の事前承認を必要とします。

オ 有料公園施設の管理運営に当たっては、地方自治法第244条の2第8項及び条例第20条の2の規定に基づく「利用料金制度」を採用するため、有料公園施設の利用にかかる料金は指定管理者の収入となります。

カ 条例第6条の2第2項の規定に基づき、有料公園施設を使用する際は、指定管理者による使用許可が必要となりますので、申請及び許可の具体的な実施方法について利便性の高い方法を定め、提案してください。

キ 芝そりゲレンデは、遠足等の学校教育活動による学童等の利用が想定されることから、条例第13条第2項の規定に基づき、津市内の学校教育法に規定する団体、児童福祉法に規定する団体、私立学校法に規定する学校法人が学校教育の一環として利用する時には減免を行うものとし、その利用に当たって利用者の料金負担が無いようにしてください。また、申請及び許可の具体的な実施方法について利便性の高い方法を定め、提案してください。なお、減免を受けない一般

利用者も含め、安全で円滑に利用できるよう配慮した提案としてください。

(4) 公園内の行為の許可

ア 指定管理者は、中勢グリーンパーク内の行為の許可手続きについて、要求水準書に示す内容に適合するものに限り、都市公園法（昭和31年法律第79号）及び条例の規定に基づいて行います。市（公園管理者）が行うこととされている同法第5条に基づく設置管理許可や、同法第6条に基づく占用許可を行うことはできません。

イ 行為の許可に係る利用料金は、条例第20条の2に基づき指定管理者の収入とします。

ウ 行為の許可の手続きに係る経費、責任は指定管理者が負担するものとします。

エ 公園内の行為に伴って、何らかの工作物を設置するなど都市公園の一部を占用する場合は、都市公園法第6条の規定により、市（公園管理者）の占用許可が必要となります。

行為の申請内容に工作物を伴うことが判明した場合は、速やかに本市に引き継ぐこととし、引き継がれた申請に対する行政処分（行為に伴う占用許可）は、本市が行います。

オ 市で行う行政処分（行為に伴う占用許可、設置管理許可、占用許可）と、指定管理者が行う行政処分（行為の許可）のそれぞれに係る工事等が重複する場合などについては、調整が必要となるため、行為の許可に係る申請を受けた場合は、その都度、速やかに本市へ情報共有するものとします。

(5) 自主事業の実施

ア 中勢グリーンパークの効用を最大限に発揮させ、利用の促進や利用者サービスの向上を図るために、当該公園内で要求水準書に示す自主事業を実施してください。

イ 自主事業は、必ず実施する必要がある『必須事業』と、任意で提案・実施する『任意事業』があります。自由な発想や柔軟かつ優れたアイデアをもって中勢グリーンパークの魅力向上につながる提案を行ってください。

ウ 自主事業にかかる経費はすべて指定管理者が負担するものとし、指定管理料からの拠出はできません。また、自主事業により生じるすべての責任については、指定管理者が負うものとします。

エ 自主事業の内容については、公募対象公園施設（カフェ、自動販売機、キッチンカー）の運営を圧迫しないものとし、応募の際の提案書類に記載してください。なお、提案した内容は、これを確約するものではなく、市との協議のうえ実施事業を決定することとし、必要に応じて修正等をしていただくことがあります。

オ 業務実施中に新たな自主事業を行う場合は、Park-PFI事業者との調整及び市の事前承認を必要とします。

カ 自主事業で得た収入は、指定管理者自らの収入とします。

(6) 公園施設の設置

- ア 指定管理業務の範囲内において、当該事業の管理運営に必要で、公園施設（都市公園法第2条第2項に規定する「公園施設」）を新たに設置する場合は、都市公園法第5条に基づき市の設置管理許可（以下「設置管理許可」という。）を受けて設置することができます。
- イ 設置管理許可の期間は、最長で指定管理期間終了までとします。
- ウ 当該施設については、指定管理期間中は指定管理者にて管理することとし、指定管理期間終了後は、設置管理許可時の条件に従い、撤去若しくは市に帰属するものとしします。
- エ 令和5年4月1日の開園に向けて設置を希望する公園施設については、応募の際に事業計画書に記載して提案した上で設置管理許可を受けることとし、開園後に新たに公園施設を設置する場合は、その都度設置管理許可を受けてください。
- オ 設置管理許可申請を行う公園施設について、公園の利用や機能に支障を及ぼすものや、「広域的な誘客」「利用層の拡大」「一年を通じた賑わいの創出」などによる更に魅力あふれる公園づくりという当該事業の目的に合致しないもの、私的な目的で設置するものについては、許可することはできません。
- カ 有料公園施設の運営や自主事業の実施等、公園の運営管理に当たり、案内サインや看板等が必要な場合は、設置管理許可を得て指定管理者にて設置してください。設置する案内サインや看板等は、周辺の景観に調和したものとしてください。
- キ 指定管理者が当該事業の管理運営に必要な設置管理許可を受ける場合は、使用料は免除します。ただし、自主事業のうち収益を得るために設置する施設にかかる設置管理許可については、免除の対象外とします。

(7) 既存公園施設の改修

- ア 指定管理業務範囲内において、既存の公園施設を改修する場合は、設置管理許可を受けて改修することができます。
- イ 設置管理許可の期間は、最長で指定管理期間終了までとします。
- ウ 改修後の公園施設については、指定管理期間中は指定管理者にて管理することとしします。
- エ 令和5年4月1日の開園に向けて改修を希望する公園施設については、応募の際に事業計画書に記載して提案した上で設置管理許可を受けることとし、開園後に新たに公園施設を改修する場合は、その都度設置管理許可を受けてください。
- オ 既存公園施設の改修により、公園の利用や機能に支障を及ぼすことになるものや、「広域的な誘客」「利用層の拡大」「一年を通じた賑わいの創出」などによる更に魅力あふれる公園づくりという当該事業の目的に合致しなくなるもの、私的な目的となるものについての設置管理許可申請は許可することはできません。

カ 既存公園施設の改修に当たっては、周辺の景観に調和するように配慮してください。

キ 指定管理者が既存公園施設の改修のために設置管理許可を受ける場合は、使用料は免除します。

(8) 成果目標の設定

「広域的な誘客」「利用者層の拡大」「一年を通じた賑わいの創出」という事業目標に沿って成果目標を設定し、その達成に向けてサービスの向上等に努め、成果目標の一つとして、来園者数及び来園者の満足度に係る目標値を設定してください。

来園者数及び来園者の満足度については、来園者数調査及びアンケート等により把握し、結果について分析、検証して毎年度報告してください。

なお、来園者数の目標値については、応募書類(イ)提案書関係④収支計画書(様式9)に記載してください。

(9) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い

指定管理者は、津市個人情報保護条例(平成18年津市条例第24号)の規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、中勢グリーンパークの管理に関して知り得た情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはなりません。なお、指定管理期間が満了した後においても同様とします。

(10) 管理に関する情報の公開

指定管理者は、津市情報公開条例(平成18年津市条例第22号)の趣旨に則り、中勢グリーンパークの管理に関して保有する情報について、公開に関する規程を整備する等、情報公開に対応するものとします。

(11) 市施策への協力

指定管理者は、津市の総合計画や各分野別計画等に基づき市が実施する施策について、その趣旨を理解し、協力するものとします。

(12) 関係法令等の遵守

指定管理者が、中勢グリーンパークの管理運営業務を行うにあたっては、次の関係法令等を遵守してください。

ア 地方自治法、同施行令

イ 都市公園法、同施行令、同施行規則

ウ 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規

エ 津市都市公園条例、同施行規則、津市会計規則

オ 施設維持、設備保守点検に関する法規、建築基準法、電気事業法、水道法、消防法以上の他、施設維持管理に関する諸規定

カ 建設業法

キ 津市情報公開条例、同施行規則

ク 個人情報の保護に関する法律、津市個人情報保護条例、同施行規則

ケ 津市行政手続条例、同施行規則

コ 津市暴力団排除条例、同施行規則

サ 三重県動物の愛護及び管理に関する条例

シ その他中勢グリーンパークを管理運営するための業務に関連する全ての法令等

(13) 暴力団等による不当介入への対応

指定管理者は、管理業務を実施するにあたり、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入（指定管理者に対して行われる契約履行に関する不当要求（応ずべき合理的な理由がないにもかかわらず行われる要求をいう。）及び妨害（不法な行為等で管理業務の履行の障害となるものをいう。））を受けたときは、次の対応を行ってください。

ア 断固として不当介入を拒否すること

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること

ウ 市に報告すること

エ 暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより管理業務に支障が生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、市と協議を行うこと

(14) 三重県広域受援計画への協力

中勢グリーンパークは、三重県広域受援計画において、救助活動拠点の候補地として位置付けられており、大規模災害時には、自衛隊、消防、警察の活動拠点となる可能性がありますので、その際にはその活動に協力するものとします。

(15) 寄贈の受け入れ

各種団体等からの公園施設の寄贈については、本市が、都市公園法第5条第1項の申請を受けるものとし、維持管理上の意見について指定管理者と調整したうえで都市公園法第5条第2項に基づく許可をする場合があります。その場合は、当該公園施設の維持管理について、指定管理者が行うものとします。

(16) 地域貢献

指定管理者が行う業務において、津市における雇用創出や地元企業等の活性化のため、物品等の調達時の配慮や、市内本店事業者の活用など、地域経済への貢献に努めてください。

なお、応募書類（イ）提案書関係④収支計画書（様式9）に、総支出額に占める市内事業者への発注額を記載してください。

(17) ホームページの作成

中勢グリーンパーク専用のホームページを作成し、市ホームページとリンクさせるなど、利用者の利便性向上や利用促進に努めてください。

(18) デジタル技術等の活用

管理運営の効率化を図り、効果的なサービスを提供するため、デジタル技術等を積極的に活用するなど、利用者サービスの向上に努めてください。

6. 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の内容は次のとおりとし、具体的な業務内容及びその水準等については要求水準書によります。ただし、提出された事業計画書において要求

水準書を上回る業務の内容及びその水準が提案されている場合は、事業計画書に示された業務の内容及びその水準によるものとします。

(1) 業務対象範囲

当該業務の対象範囲は、令和5年4月供用予定区域を含む約16.2haの開園部分（「2. 施設概要 (5)主要な公園施設『公園平面図』」参照）とします。

(2) 維持管理業務

- ア 植物管理
- イ 清掃管理
- ウ 各種点検
- エ 物品・設備管理
- オ 修繕

(3) 運営業務

- ア 案内、苦情対応
- イ 巡回警備
- ウ 公園施設の運営
- エ 公園内の行為及び有料公園施設の使用の許可にかかること
- オ 利用促進
- カ 利用実態の情報収集
- キ 市との協議及び報告
- ク Park-PFI事業者との調整
- ケ その他市が必要と認める業務

(4) 自主事業

- ア 必須事業
- イ 任意事業

(5) 指定期間前の事前準備業務等

指定管理者は、業務が円滑かつ適正に始められるよう、指定期間の開始前に市との協議を十分に行ってください。その上で、以下の書類を作成し、提出するものとします。なお、書類の作成に要する費用等は、指定管理者の負担とします。

- ア 令和5年度事業計画書・収支計画書（自主事業の実施計画を含む。）
- イ 利用料金の承認申請書
- ウ 危機管理マニュアル
- エ 受付(利用承認等)マニュアル
- オ その他市が必要と認める書類

7. 指定管理者の業務に要する経費等

(1) 収入

- ア 利用料金制度の採用

地方自治法第244条の2第8項及び条例第20条の2に基づく「利用料金制度」を採用し、有料公園施設の使用に伴う利用料金及び行為許可に伴う利用料金は指定管理者の収入とします。

イ 有料公園施設の利用料金の額

有料公園施設の使用に伴う利用料金の設定については、条例に定める額を上限とし、あらかじめ市の承認を得て指定管理者が定めます。よって利用料金の額については、市場ニーズを踏まえた合理的な設定とし、利用を促進し、収入の確保を図るよう努めてください。なお、本施設が公の施設であることを十分に認識し、営利の追求に偏ることが無いよう、特に留意してください。

ウ 行為の許可に係る利用料金の額

条例別表第2に定める利用料金とします。

エ 利用料金の収入年度

利用料金の収入年度は、使用日の属する年度の収入とします。なお、各有料公園施設毎の利用料金収入及び行為の許可に係る利用料金収入について、年度で区別できるよう、帳簿等を作成し、適正な管理及び処理を行うものとします。
(指定期間が終了したとき、令和15年4月1日以降の使用日の属する年度より前の年度に収納した利用料金については、市が指定する者(次の指定管理者等)に引き継ぐものとします。)

オ 利用料金の減額又は免除、還付

指定管理者は、条例第13条の規定に基づき、利用料金の減額又は免除を行うことができるものとします。また、既納の利用料金は原則還付しないものとしますが、条例第14条の規定に該当する場合には、その全部または一部を還付することができるものとします。

(2) 支出

指定管理者の行う業務のうち自主事業以外にかかる経費は、市が支払う指定管理料のほか、利用料金収入及びその他の収入を持って充てるものとします。

ア 指定管理料

市が指定期間内に支払う指定管理料の総額は、「4. 施設の運営概要 (2) 指定管理に係る指定管理料」に記載の総額304,800千円(10年間)を上限とし、毎年度、市の予算の範囲内で支払います。なお、毎年度の指定管理料の具体的な金額は、応募書類(イ)提案書関係④収支計画書(様式9)で提案のあった金額を基本に、会計年度ごと(4月1日から翌年3月31日まで)に指定管理者と協議を行い、各年度協定書において決定します。

イ 指定管理料の精算

利用料金収入の減少など、経費の不足が生じたとしても、原則として補填は行いません。

ただし、修繕費については、以下のとおり取り扱うこととします。

・修繕費の精算

指定管理者が行う施設、設備及び備品等の修繕は、以下の額を参考に応募書類(イ)提案書関係④収支計画書(様式9)に計上してください。これを超える金額の修繕が必要と判断した場合は、その金額を提案するとともに、必要な理由を記載してください。

以下の額については、市が負担する指定管理料に計上していますので、年度ごとに見込(計画)額と実績を比較し、各年度末に余剰が生じた場合は精算を行います。なお、原則、不足分の補填は行いません。

年間修繕費	3,000,000円(消費税及び地方消費税含む)
-------	--------------------------

ウ 利益の一部の還元

指定管理者の行う業務のうち自主事業以外の業務を適正に実施する中で、利用料金収入の増加や経費の削減など、指定管理者の経営努力により生み出された利益は、基本的には指定管理者の収入としますが、収支計画を上回る利益があった場合等には、市と協議の上、利益の一部を利用者や施設へ還元することとし、具体的な還元の考え方(イベント誘致、利用者サービスデー、設備購入など)を提案してください。

(3) 自主事業にかかる収入・経費等

「6. 指定管理者が行う業務の範囲」に記載のとおり、指定管理者は自主事業を実施することとしますが、自主事業にかかる収入・経費等は指定管理者の行う業務のうち自主事業以外の業務と区分経理を行うこととします。

なお、自主事業に係る経費に指定管理料を充てることはできません。

自主事業のうち収益事業を実施する場合の、有料公園施設の利用料金及び行為の許可に係る利用料金については、自主事業会計から支出し、かつ、当該利用料金については、指定管理業務に係る利用料金収入に計上するものとします。

【指定管理者の収入と支出一覧】

種別	業務の種類	収支科目	科目内容
収入	指定管理者の行う業務のうち自主事業以外の業務	(1) 指定管理料	・ 指定管理料
		(2) 施設運営収入	・ 利用料金収入
	自主事業	(3) 自主事業収入	・ 有料公園施設での物品貸出、販売等による収入 ・ イベント等事業収入 ・ 自ら収益施設を設置し、運営する場合の売上収入など
支出	指定管理者の行う業務のうち自主事業以外の業務	(4) 管理運営経費	・ 人件費、事務費、管理費、光熱水費、業務委託費、保守管理費、修繕費、機器リース料、租税公課など
	自主事業	(5) 自主事業に係る費用	・ 収益事業のために占用する場合の占用料金 ・ 自主事業を実施するための経費(人件費、光熱水費、商品仕入など)

(4) 経理と管理口座

ア 会計の独立

指定管理者としての会計は、指定管理者となった法人その他の団体それ自体の会計とは分離、独立させてください。また、指定管理者の行う業務のうち自主事業以外の業務、自主事業についても、それぞれ独立して管理するものとします。

イ 口座の独立

指定管理者としての口座は、指定管理者となった法人その他の団体それ自体の口座とは分離、独立させ、金融機関に専用の口座を設けて管理するものとします。

8. 応募資格

応募者は、指定期間中、安全かつ円滑に施設を管理運営し、中勢グリーンパークの設置目的をより効果的・効率的に達成できる法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等により構成されるグループ（以下「共同事業体」という。）であって、次に掲げる全ての要件を満たす者としてします。なお、個人での応募はできません。また、応募書類の提出後、指定管理者候補者決定までの期間において、応募資格を満たさないことが明らかになった場合には、失格とします。

ア 国税、本社所在地における都道府県税及び市町村税（支店等が参加する場合は、本店所在地及び参加する支店等の所在地の都道府県税及び市町村税）の滞納がないこと。（法人以外の団体にあつては、代表者に滞納がないこと。）

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する一般競争入札の参加者の資格を有していること。

ウ 津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止を受けていないこと。

エ 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下同じ。）

(イ) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前

の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。

ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

カ 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でないこと。

9. 共同事業体による応募

共同事業体として応募する場合は、次の事項に留意して応募してください。

ア 名称を設定し、代表する法人等を定めてください。

イ 共同事業体の構成に当たっては、様式4「津市中勢グリーンパーク指定管理者共同事業体協定書」に示す協定書を締結してください。この場合において、代表する法人以外の法人等は、当該共同事業体の構成員として扱います。なお、応募書類提出後の代表する法人等又は構成員の変更は原則認めません。

協定の締結に当たっては、共同事業体の構成員すべてを協定当事者とします。

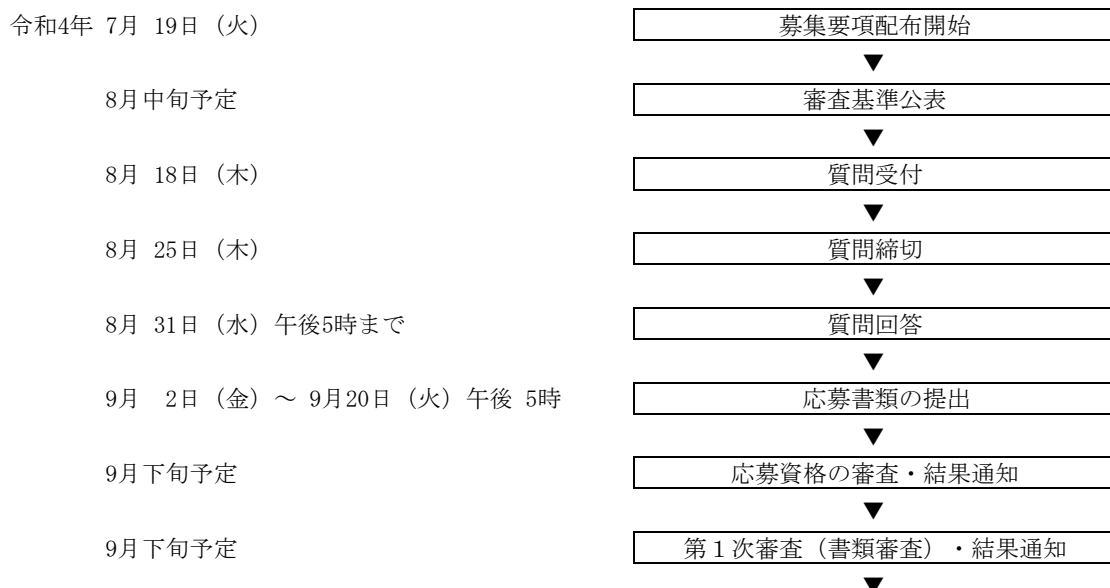
応募後の連絡及び選定後の協議は代表する法人等を中心に行いますが、協定に関する責任は共同事業体の構成員すべてが負うこととなります。

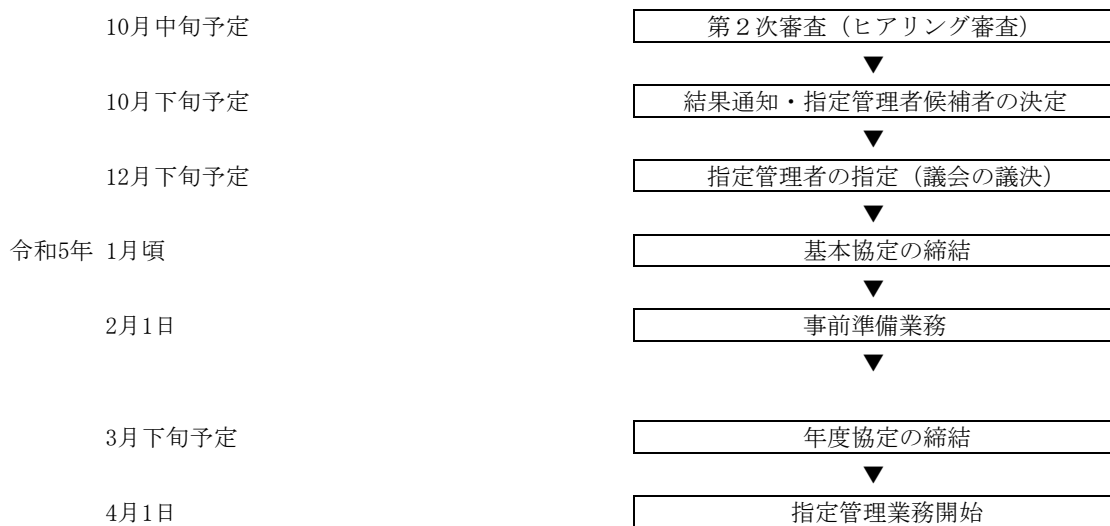
ウ 共同事業体の構成員間における連帯責任の割合等については、共同事業体協定書で定めてください。

エ 共同事業体で応募する場合、代表する法人等及び構成員となる法人等は、「8. 応募資格」のアからカまでの要件を全て満たすものとします。

オ 共同事業体の構成員は、他の共同事業体の構成員となり、又は単独で申請を行うことはできません。

10. 公募スケジュール





※本スケジュールは、募集要項配布開始日時点の予定であり、変更となる場合があります。

1 1. 応募の手続き

(1) 募集要項等の配布

募集要項等は次のとおり配布します。

ア 配布期間

令和4年7月19日（火）から令和4年9月20日（火）まで

イ 配布方法

配布期間内に下記ホームページでダウンロードしてください。

窓口での配布は行いません。

ホームページアドレス

<https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/sp/contents/1656377743335/index.html>

(2) 質問事項の受付及び回答

募集要項等に係る質問事項については、以下のとおり受付・回答を行います。

ア 受付期間

令和4年8月18日（木）から令和4年8月25日（木）午後5時まで（必着）

イ 質問方法

様式1「津市中勢グリーンパーク指定管理者の公募に係る質問書」に必要事項を記入の上、電子メールにて提出してください。電話や窓口における個別の質問にはお答えできませんのでご注意ください。未到達等による受付漏れを防ぐため、必ず電話にて内容が到達したことを確認してください。

送付先：津市建設部建設整備課 公園整備担当

電子メールアドレス 229-3195@city.tsu.lg.jp

TEL 059-229-3184

ウ 回答方法と時期

回答については、市のホームページで、令和4年8月31日（水）午後5時までに回答します。

(3) 応募書類の提出

応募書類を以下のとおり受け付けます。

ア 受付期間

令和4年9月2日（金）から令和4年9月20日（火）午後5時まで（必着）
（ただし、土曜、日曜及び祝日を除く）

イ 受付時間

受付期間中の午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで

ウ 提出方法及び提出場所

応募書類一式を津市建設部建設整備課公園整備担当へ必ず持参してください。
郵送等は認めません。なお、事前に提出予定日を電話（059-229-3184）で連絡した上で、来庁してください。

エ 提出書類

応募に当たっては、次に掲げる書類を提出してください。

様式は原則として日本工業規格A4版・片面印刷としてください。但し、(イ)提案書関係③事業計画書の維持管理業務における年間作業計画表及び④収支計画書は、日本工業規格A3版・片面印刷とします。

なお、市が必要と認める場合は、追加資料を求める場合があります。提出書類における申請者の押印について、自署の場合は押印不要ですが、記名の場合は押印が必要です。

(7) 申請書関係、法人等に関する書類関係【正本各1部、副本各1部（複写可）】

※①～④は正本、副本ごとに、クリアフォルダーにまとめてください

※⑤～⑫は構成員ごとに作成してファイルに綴じ、目次、インデックス等を付し、まとめてください

No	項目	様式
①	津市中勢グリーンパーク指定管理者指定申請書	様式2
②	津市中勢グリーンパーク指定管理者共同事業体構成員表 (共同事業体での応募の場合)	様式3
③	津市中勢グリーンパーク指定管理者共同事業体協定書 (共同事業体での応募の場合)	様式4
④	津市中勢グリーンパーク指定管理者共同事業体委任状 (共同事業体での応募の場合)	様式5
⑤	法人等の定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類	—
⑥	登記事項証明書（法人に限る。）、法人以外の団体にあつては代表者の住民票の写し ※指定申請書を提出する日前3ヶ月以内に取得したもの	—
⑦	印鑑登録証明書 ※指定申請書を提出する日前3ヶ月以内に取得したもの	—
⑧	役員等の名簿 ※指定申請書を提出する時点のもので、氏名（フリガナ付）及び役職名を記載したもの	—

⑨	経営状況を説明する書類 ※指定申請書を提出する日の属する事業年度から直近3か年の法人等の事業報告書、収支決算書又は計算書類（損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書、個別注記表）及び財産目録（主要科目の明細）、法人税申告書（内訳含む）の写し又はこれらに準ずる書類	—
⑩	指定申請書を提出する日の属する事業年度の法人等の事業計画書及び収支予算書、又はこれらに準ずる書類	—
⑪	最新の国税、本社所在地における都道府県税及び市町村税（支店等が参加する場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税）の納税証明書（法人税、法人事業税、法人県民税、法人市民税、消費税及び地方消費税に係る滞納（未納税額）がないことを証明するもの） ※法人以外の団体にあつては、代表者個人に係る納税証明書	—
⑫	誓約書	様式6

(イ) 提案書関係【正本各1部、副本各10部】

※1部ずつファイルに綴じ、目次、インデックス等を付し、まとめてください

※データ（データ形式は、Excel、Word、PDFとします）を保存したCD-Rも1部提出してください

No	項目	内容	様式	
①	法人等の概要	・応募する法人等の概要を、様式のフォームにより、わかりやすく記載してください。 ※共同事業体での応募の場合には、全ての構成員について記載してください。	様式7 制限枚数 1枚 (構成員ごと)	
②	事業計画書の要旨	・提案する事業計画書の要旨を、様式のフォームにより、簡潔に記載してください	様式8 制限枚数 2枚	
③	事業計画書	コンセプト	・指定管理者公募への申請理由について具体的に記載してください。 ・中勢グリーンパークの特性に応じた管理運営のコンセプトについて記載してください。	任意様式 制限枚数 2枚
		業務遂行体制	・職員の雇用形態、勤務体制、業務内容について組織図等を用いて記載してください。 ・職員の配置、勤務ローテーションについて記載してください。 ・職員の人材育成方針及び研修計画について記載してください。 ・事故や災害が発生した場合の対応など危機管理体制について記載してください。	任意様式 制限枚数 2枚
		維持管理業務	・中勢グリーンパークの特性を踏まえた維持管理における基本的な考え方や重視する点について記載してください。 ・業務ごとに、内容、方法、回数・頻度等について具体的に記載してください。植物管理、清掃管理、各種点検については、具体的な業務内容、実施時期等を明記した年間作業計画表（A3・片面印刷1枚）を作成してください。	任意様式 制限枚数 3枚 (年間作業計画表A3含む)

	運営業務	<ul style="list-style-type: none"> ・運営業務（有料公園施設の運営を除く）の各項目の実施方法について記載してください。 ・中勢グリーンパークがより多くの方に利用されるための取組について記載してください。 ・来園者数、満足度などの成果目標について記載してください。 ・収支計画を上回る利益があった場合等の、利用者や施設への利益の一部還元に係る提案について、記載してください。 	任意様式 制限枚数 4枚
	有料公園施設の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・有料公園施設である、バーベキュー場、芝そりグレンデ、ドッグランの利用料金、利用申請許可の方法等、運営方法について提案し、記載してください。 	任意様式 制限枚数 3枚
	自主事業	<ul style="list-style-type: none"> ・自主事業（必須及び任意）を提案し、実施計画について記載してください。 	任意様式 制限枚数 4枚
	公園施設の設置、既存公園施設の改修（任意提案）	<ul style="list-style-type: none"> ・公園施設を新たに設置する場合、若しくは既存公園施設を改修する場合は、その内容について提案し、記載してください。 	任意様式 制限枚数 2枚
④	収支計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・指定期間中の収支計画（年度別の指定管理料を含む）の表を、様式のフォームに沿って作成してください。 ・成果目標に沿った、年間来場者数を記載してください。 ・総支出額に対する地域貢献額を記載してください。 ・様式9に記載した収支計画の各項目の積算根拠資料について添付してください（様式不問） 	様式9

※提案書関係の記載要領

本施設の設置目的、業務の基準等を十分に理解した上で以下の要領で記載してください。

書類は添付資料も含め、通し番号を中央下に付してください。なお、事業計画書のフォントサイズに関する制限は設けませんが、提案内容が理解しやすいよう、簡潔かつ適切に作成してください。

制限枚数は、A4片面で1枚として数えます。

また、副本は、商号または名称、ロゴ、代表者氏名、管理運営実績施設の名称等、法人等又は共同事業体が特定できないように黒塗り、又は非表示で作成してください。黒塗りが不足している場合は、市において追加で黒塗りを行います。

(4) 応募書類の留意事項

ア 応募書類の著作権

応募書類の著作権は、指定管理者に指定された事業者が策定したものを除き、応募者に帰属します。市は指定管理者の決定の公表等において必要と認めるときは、当該提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

イ 提出書類の情報公開

提出された書類は、情報公開の請求によって開示することがあります。

ただし、法人情報及び個人情報に該当する部分については、この限りではあ

- りません。
- ウ 重複提案の禁止
応募する1法人等又は共同事業体につき、提案は1提案とします。複数の提案はできません。
- エ 提案内容の変更禁止
提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えによる提案内容の変更は認めません。ただし、明らかな誤り等、市が変更の指示をした場合は、この限りではありません。
- オ 費用負担
応募に必要な費用は、法人等又は共同事業体の負担とします。
- カ 使用言語及び通貨単位
提出書類に使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とします。
- キ 提出書類の取り扱い
提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。また、提出書類は、選定等のために必要な範囲で複製することがあります。
- ク 提出書類についての質疑
提出書類の内容について、市から問い合わせをする場合があります。
- ケ 応募の辞退
応募書類の提出以降、応募を辞退する場合は、第1次審査結果通知までに、辞退届（任意様式）を提出してください。
- コ 接触の禁止
応募者及びその関係者は津市中勢グリーンパーク指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員に個別に接触してはいけません。
- サ 募集要項の承諾
応募者は、応募書類の提出をもって、本募集要項の記載事項を承諾したものとみなします。

12. 選定方法

(1) 選定委員会

中勢グリーンパークの指定管理者候補者は、選定委員会において選定します。

(2) 応募資格の確認

応募書類の受付後、応募資格の要件を満たしているかを市建設整備課（以下「事務局」という。）で確認します。要件を満たしている場合は、第1次審査へ進む旨の通知を行い、要件を満たしていない場合は失格となる旨を通知します。

(3) 選定委員会による審査及び選定

選定委員会において、第1次審査（提出された事業計画書等に基づく書類審査、3者程度を選定）、第2次審査（法人等又は共同事業体によるプレゼンテーション（30分以内）及び質疑応答（45分程度））を行い、選定委員会で総合的に審査して、優先交渉権者及び次点者を選定します。

(4) 審査の基準

ア 評価項目

次の項目を予定しています。ただし、選定委員会での審議により、項目が変更になることがあります。選定委員会での審議を踏まえた最終的な審査基準については、令和4年8月中旬にホームページで公表します。

- ・事業者評価

事業目的と提案内容の整合、業務遂行体制及び経営状況の評価

- ・維持管理評価

維持管理業務の内容及び要求水準との整合

- ・企画運営評価

運営業務、有料公園施設の運営、自主事業、公園施設の設置、既存施設の改修についての提案内容

- ・経済性評価

収支計画、指定管理料、地域貢献額に対する評価

イ 評価基準

評価基準については、選定委員会での審議し決定します。

令和4年8月中旬に、ホームページで公表します。

ウ 判定基準

- ・第一次審査

総合評価点が高い順に順位付けし、最も高い者から3者程度を選定します。

第一次審査に合格最低点を設け、それに満たない場合は、第二次審査に進むことはできません。

- ・第二次審査

総合評価点が高い順に順位付けし、最も高い者を優先交渉権者、次に高い者を次点者とします。

同点の場合は、指定管理料の提案額が低い者を優先します。

(5) 審査の日程等

第1次審査については令和4年9月、第2次審査については令和4年10月を予定しています。法人等又は共同事業体の出席を求める第2次審査の詳細については、第1次審査結果通知時にお知らせします。なお、第2次審査における会場への入室は3人までとし、質疑応答時の説明員の入替は可能とします。

また、第2次審査のプレゼンテーションにおいては、プロジェクターを使用した説明も可能としますが、提出された事業計画書等以外の資料を使用する場合（例：プレゼンテーション用に資料を加工する場合等）は、第2次審査の休日を除く3日前までに事務局に提出し確認を受けるものとします。ただし、提案内容の変更及び追加はできません。

なお、プレゼンテーションについては、新型コロナウイルス感染症の感染状況により、ウェブ会議システムを活用して実施する場合があります。

(6) 審査結果の通知及び公表

審査終了後速やかに書面で通知します。また、審査結果については第2次審査終了後に市のホームページ上でも公表します。市ホームページにて公表する審査結果については、応募法人及び応募グループ名、合計点、順位のみとし、各評価項目点や、選定委員会の各委員の審査結果は非公表として情報開示の請求があっても開示は行いません。

(7) 指定管理者の決定

優先交渉権者は、優先交渉権を有し、市と協議・交渉を行うものとします。その合意内容を踏まえて、指定管理者候補者に決定します。その後、津市議会における指定管理者の指定議案の議決を経て、正式に指定管理者を決定します。

なお、協議が成立しない場合や、指定管理者として本施設の管理運営を行うことが困難と判断される事情が生じた場合等は、市は原則として、次点者と協議を行うこととします。

(8) 失格の要件

応募する法人等又は共同事業体が次の要件に該当した場合及び本要項に違反すると認められた場合は、失格とする場合があります。

- ア 法人等又は共同事業体の代表者及び代理人並びにそれ以外の関係者が審査に対する不当な要求を行った場合、若しくは、選定委員会委員に個別に接触した場合
- イ 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- ウ 応募書類の受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
- エ 応募資格の要件を満たさなかった場合又は同要件を欠くこととなった場合
- オ その他不正行為があった場合

13. 協定に関する事項

津市議会における指定管理者の指定に係る議決を経た後、協議に基づき、基本協定を締結します。

基本協定は、指定期間を通じての基本的な事項と事業実施に係る事項を定めたものです。その後、年度ごとに年度協定を締結します。協定の主な項目については、次のとおりです。

(1) 基本協定書

- ア 業務の範囲に関する事項
- イ 業務の実施に関する事項
- ウ 備品等の取扱いに関する事項
- エ 事業計画書等に関する事項
- オ 指定管理料及び利用料金に関する事項
- カ 損害賠償及び不可抗力に関する事項
- キ 指定の取り消しに関する事項
- ク 指定期間の満了に関する事項

- ケ 自主事業の実施に関する事項
- コ その他、本施設の管理において必要と認める事項

(2) 年度協定書

- ア 当該年度の業務内容に関する事項
- イ 当該年度の指定管理料に関する事項
- ウ その他、当該年度の本施設の管理において必要と認める事項

14. 市と指定管理者とのリスク分担

本施設の管理運営を行うに当たり支障を生じさせるおそれのあるリスク分担については、下記のとおりとします。

ただし、リスク分担に定める事項で疑義がある場合又は定めのないリスクが生じた場合は、市と指定管理者が協議の上、リスク分担を決定します。

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		市	協議	指定管理者
物価変動	収支計画に多大な影響を与える場合		○	
	指定後の著しいインフレ、デフレ		○	
賃金水準	賃金水準の著しい上昇による人件費の増加		○	
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等			○
	金利上昇等による資金調達費用の増加			○
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更		○	
税制変更	消費税（地方消費税を含む）率等の変更		○	
管理運営内容の変更	市の政策や指定管理者の発案による期間中の変更		○	
市議会議決	指定の議決が得られないことによる管理運営開始の延期			○
需要変動	当初の需要見込みと異なる場合			○
管理運営の中断・中止	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの			○
	指定管理者の事業放棄・破綻			○
施設等の損傷	通常利用による施設等の損傷			○
	既存施設の隠れた瑕疵等、市に帰責事由があるもの	○		
	管理上の瑕疵等、指定管理者に帰責事由があるもの			○
	第三者に帰責事由があるもの		○	
修繕	年間300万円（消費税及び地方消費税額を含む）までの修繕			○
	年間300万円（消費税及び地方消費税額を含む）を超える修繕		○	
利用者等への損害賠償	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの			○
	市と指定管理者の両者、又は被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの		○	

募集要項等	募集要項等の瑕疵・不備に基づくもの	○		
不可抗力※1	不可抗力による施設・設備の復旧費用		○	
	不可抗力による管理運営の中断		○	
	新型コロナウイルスその他新たに発生した感染症等による管理運営の中断や対策等に要する経費		○	

※1 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなど

※ 前記に規定するもののほか、指定管理者の責任履行に関する事項については、協定で定めることとします。

15. 事業の継続が困難になった場合における措置

(1) 市への報告

指定管理者は、事業の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合には、速やかに市に報告するものとします。

(2) 指定管理者に対する調査等

市は、地方自治法第244条の2第10項及び条例第20条の8の規定により、指定管理者に対して管理運営及び経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は必要な指示をすることがあります。

なお、指定管理者が指示された期間内に改善することができなかった場合には、地方自治法第244条の2第11項及び条例第20条の9の規定により、市は、指定を取消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命じる場合があります。

(3) 指定管理者の破産等

指定管理者の破産、若しくは指定管理者の財務状況が著しく悪化するなど管理運営業務の履行が困難と認められる場合、又は著しく社会的信用を損なうなど指定管理者として相応しくないと認められる場合には、上記(2)同様に条例第20条の9の規定により、市は、指定を取消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命じる場合があります。ただし、指定管理者が共同事業体の場合で、一部の構成員が上記に該当し、残存の構成員により継続して適正な管理が可能と認められる場合には、当該管理の継続を認めるものとします。

なお、指定管理者の決定後、本施設の指定管理業務開始までの間においても、上記のことが認められる場合、また、正当な理由なくして市との協定の締結に応じない場合は、指定管理者の決定を取り消すことがあります。

(4) 市に対する損害賠償

上記(2)又は(3)により指定管理者の指定を取り消され、市に指定管理者の債務不履行による損害が生じた場合には、指定管理者は、市に対し賠償の責めを負うこととなります。

(5) その他不可抗力の場合

指定管理者の責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難になった場合には、市と指定管理者は、事業継続の可否について協議するものとします。

16. その他

(1) 施設管理開始までにおける指定の取消し

指定管理者の指定後、施設の管理開始までの間において、次に掲げる事項に該当するときは、指定管理者の決定を取り消すことがあります。

ア 正当な理由なくして市との協定の締結に応じないとき

イ 指定管理者の資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき

ウ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者として相応しくないと認められるとき

(2) 業務の再委託

ア 指定管理者が行う業務を一括して第三者に委託し、請け負わずことはできません。ただし、清掃、警備、点検、植物管理等、主たる業務以外の一部の業務については、あらかじめ市の承認を得たうえで、指定管理者の監督のもと、専門の事業者へ委託することができます。

イ 業務を他に委託する場合は、書面により委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、委託の相手方に対する適切な指導、管理を行ったうえで業務を実施してください。

(3) 施設の改造

市の許可なく施設の改造をすることはできません。

17. 問い合わせ

〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号

津市建設部建設整備課公園整備担当

電話 059-229-3184

FAX 059-229-3345

e-mail 229-3195@city.tsu.lg.jp